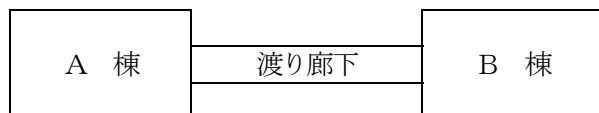


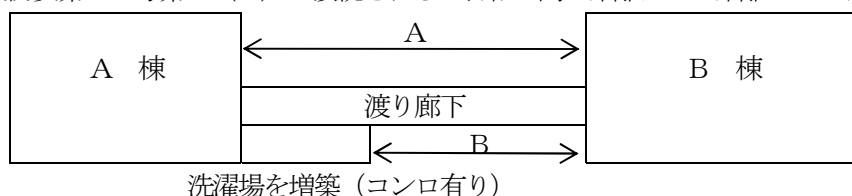
第2 消防用設備等の設置単位

問1 例図の場合、渡り廊下が「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付消防安第26号通達（以下「消防安第26号」という。））第2、1に適合し別棟扱いとなる場合、渡り廊下の床面積はA棟B棟に按分しなければならないか。



答 渡り廊下の接続部分に防火戸が設けられている場合は、渡り廊下を独立棟として取扱っても差し支えない。
なお、上記防火戸が設けられていない場合は、お見込みのとおり。

問2 消防安第26号第2（3）の接続される建物相互間の距離はAの距離かBの距離か。



答 Bの距離によらたい。

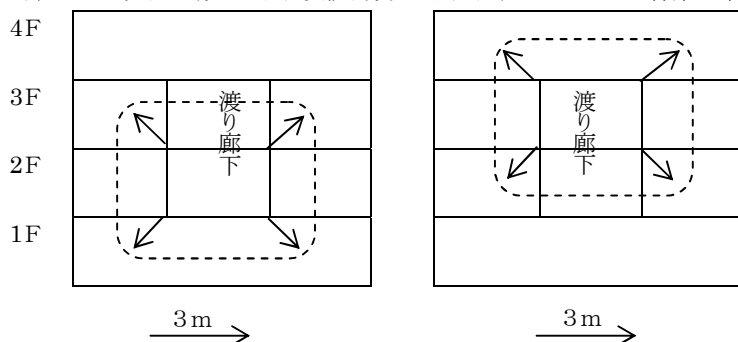
問3 例図の場合、渡り廊下が消防安第26号第2、1に該当し、別棟扱いとなる場合、A棟については「共同住宅の特例基準の適用」を認めて差し支えないか。



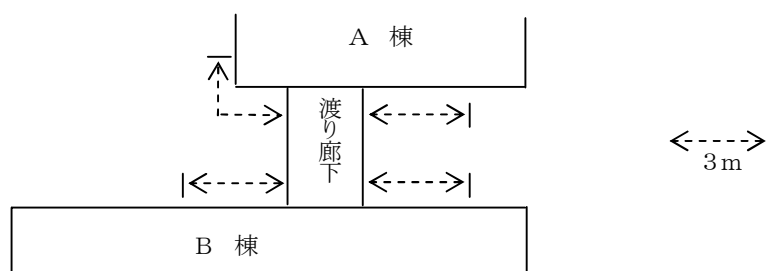
答 お見込みのとおり。

問4 それぞれ4階建ての2棟間において2階及び3階を渡り廊下で接続した場合、消防安第26号第2．1．（3）．アの開口部制限の範囲をご教示願いたい。

答 棟ごとに次図（渡り廊下接続部分の断面図）のとおり2階、3階それぞれに判定を行う。

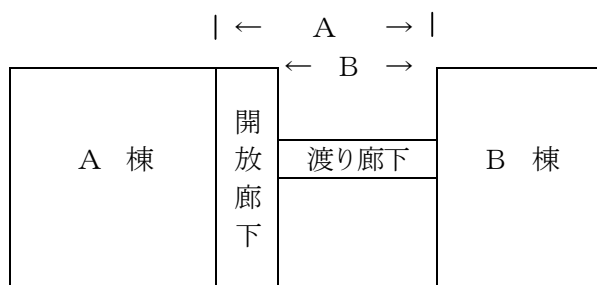


問5 下図（平面図）のように2棟間を渡り廊下で接続した場合の消防安第26号第2. 1. (3). アの開口部制限の範囲を次のように取り扱ってよいか。



答 お見込みのとおり。

問6 次図（平面図）のように渡り廊下が開放廊下等に接続する場合、消防安第26号第2. 1 (3) の建築物相互間の距離はA、Bのどちらの距離か。

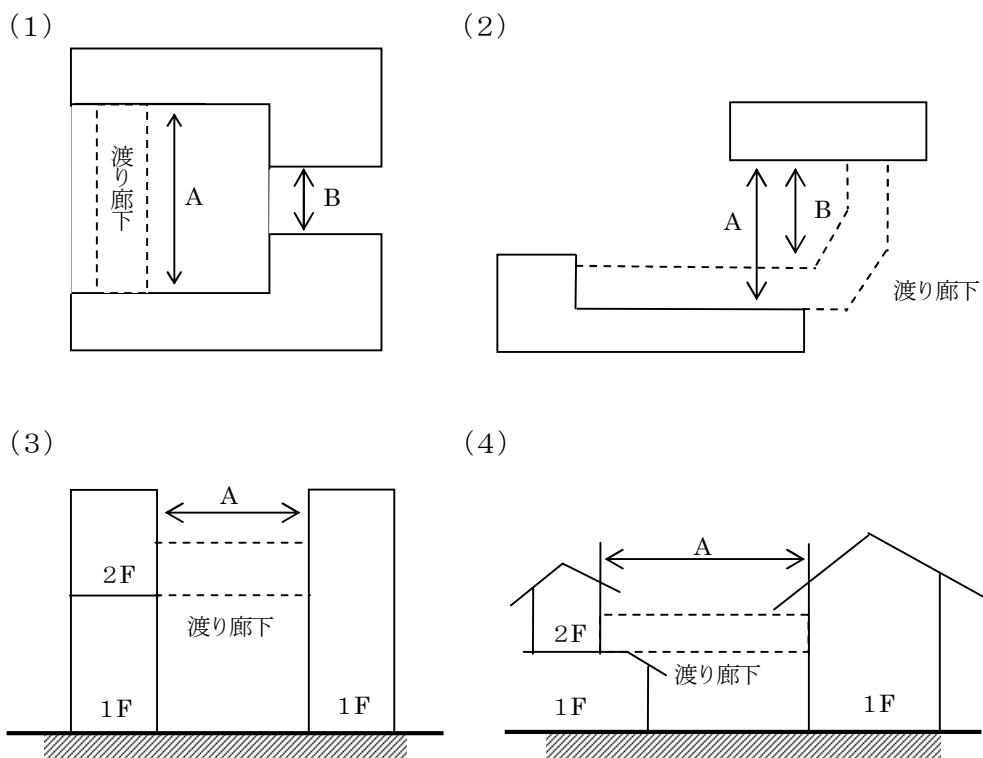


答 Aの距離で取り扱われたい。

● 「消防用設備等の設置単位について」に関する疑義について

(昭 53.2.21 消防予第 32 号 消防庁予防救急課長から各都道府県消防主管部長あて)

問 消防用設備等の設置単位について (昭和 50 年 3 月 5 日消防安第 26 号) 第 2、1、(3) に示す建築物相互間の距離の測定を下図のように A の部分として取り扱ってよいのか。



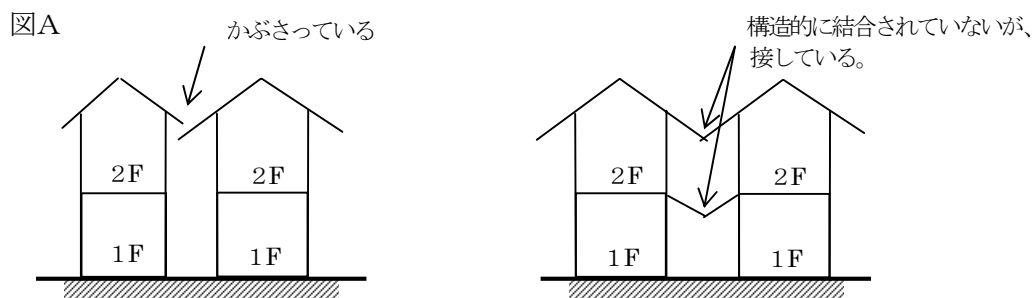
答 設問の場合はいずれもお見込みのとおり。

問 「消防用設備等の設置単位について」 (昭和 50 年 3 月 5 日消防安第 26 号) (以下「26 号通達」という。) に関連してご教示願います。

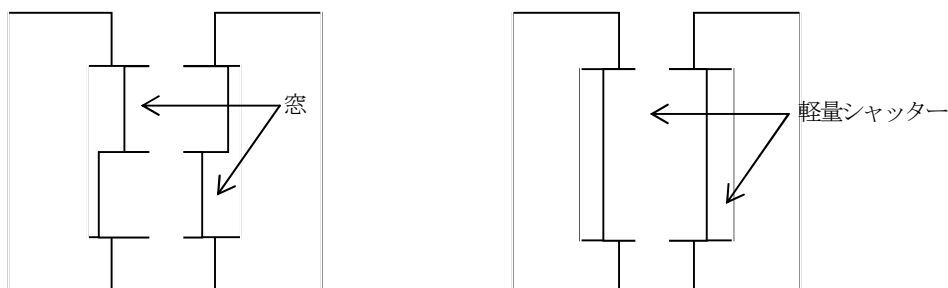
(1) 26 号通達第 1 中の「棟」の解釈については、外壁、柱、小屋組、はり、屋根等建築物の主体的な構造のすべてを独立して具備するものとして解してよいのか。

(2) 下図のような建築物は、26 号通達第 2 中の「(その他これらに類するものを含む。)」に含めてよろしいか。

(ア) 相互の建築物のひさしあるいは屋根が、一方の建築物にかぶさっている場合又は接している場合 (図 A 参照) で、相互の建築物の面するそれぞれの外壁に窓又は出入口が対面しているもの。(図 B 参照)

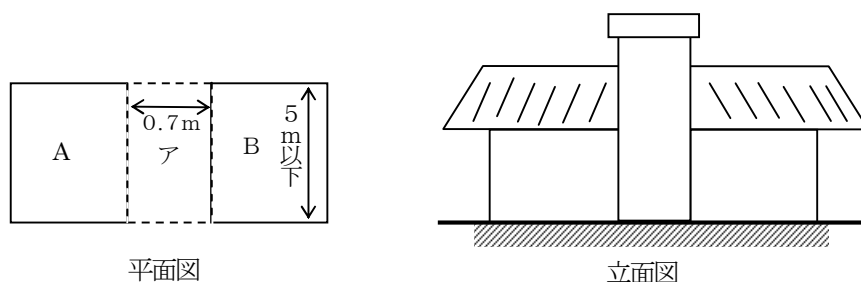


図B



- 答(1)「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日付消防安第26号消防庁安全救急課長通達(以下「26号通達」という。))において「棟」とは、原則として、独立した一の建築物(屋根及び柱若しくは壁を有するもの。以下同じ。)又は、独立した一の建築物が相互に接続されて一体となるものをいう。
- (2) 設問の場合は建築物相互が構造的に結合されていないので、26号通達第2の「(その他これらに類するものを含む。)」には含まれない。

問 次図のように吹き抜けの開放式の部分で建築物が接続されている場合は、通達第2中の「(その他これらに類するものを含む。)」に含めて考えてよろしいか渡り廊下を含めて考えるとする場合、別棟として取り扱ってさしつかえないか。



(以下、条件)

- A、Bとも防火構造
- 接続部分には双方とも防火戸なし。
- アの部分は、通行又は運搬の用途のみに使用され、かつ、可燃性物品等存置その他通行上の支障がない。

答 前段 通達2中(その他これらに類するものを含む。)に該当する。

後段 設問のA及びBの一方又は、双方の建築物の主要構造部が木造である場合は、別棟として取扱うことはできない。

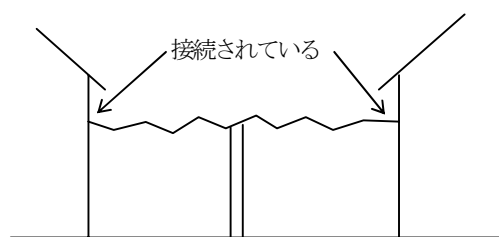
● 渡り廊下の取り扱いについて

(昭53.2.21 消防予第32号 消防庁予防救急課長から各都道府県消防主管部長あて)

問 渡り廊下の取り扱いについて、ご教示願います。

- (1) 上屋のみの場合渡り廊下とみなされるか。なお、上屋部分の構造は鉄骨、鉄板ぶきである。
- (2) 渡り廊下とみなされる場合、接続される建築物の外壁及び屋根(3m以内の部分)について、耐火構造又

は防火構造で造らなければならないか。



答（１）設問の構造のものは吹き抜け構造の渡り廊下に該当する。

（２）「消防用設備等の設置単位について」（昭和５０年３月５日付消防安第２６号）第２、１、（３）により判断されたい。

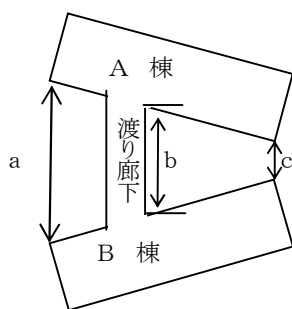
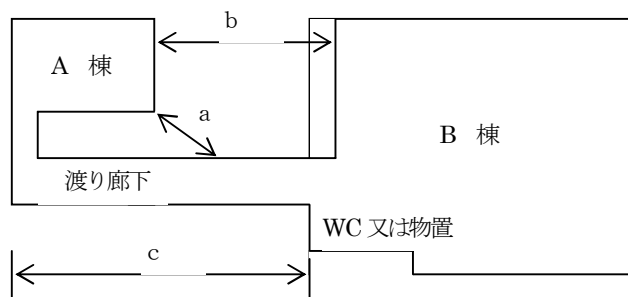
● 消防用設備等の設置単位等について

（昭 53.9.9 消防予第 174 号 消防庁予防救急課長から山形県生活福祉部長あて回答）

（消防用設備等の設置単位及び無窓階の取扱いについて）

問 1 消防用設備等の設置単位について

下図の場合 a、b、c、いずれの距離で判断するか。



2 政令第 11 条第 2 項の倍読み規定の解釈について

（１）室内とは、建築基準法でいう居室の室内と解するか。又は屋内のすべての部分をいうか。

（２）壁には、簡易間仕切（例えば、飲食店等の天井まで達しない仕切。大広間に設ける移動仕切壁等）も含まれるか。

（３）鉄筋コンクリート 3 階建（延面積 4,000 m²）の 2 階店舗部分 500 m²の一部、呉服売場 150 m²の天井のみに可燃材（木目合板）を使用した場合（床は畳）に、倍読み規定が適用できるか。また、倍読み

規定を適用する場合、壁及び天井の室内に面する部分の一部にどの程度まで可燃材の使用が認められるか。

3 無窓階の判定について

(1) 次の開口部は有効な開口部と認められるか。

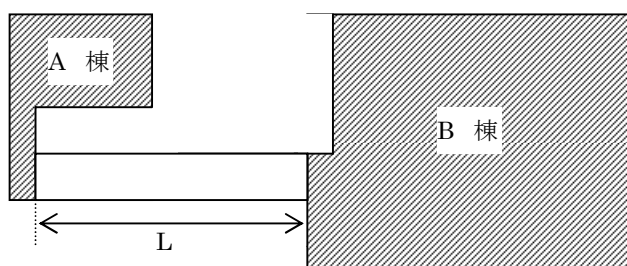
- ア 3階に存するクレセント付網入り10ミリガラス
- イ 1階に存する壁構造形式のはめごろし線入り15ミリガラス
- ウ 3階以上の階に存するはめごろし線入り15ミリガラス
- エ 避難階又は避難階以外の階に存する施錠可能な開閉ハンドル付鉄扉

(2) 普通ガラスの場合厚さ何ミリまで有効な開口部として認められるか。

答1 「消防用設備等の設置単位について」(昭和50年3月5日消防安第26号消防庁安全救急課長通達) 第二

1、(3)の距離は

(1) 下図のLによる。



(2) bである。

2 (1) 後段お見込みのとおり

(2) お見込みのとおり

(3) 前段 適用できない。

後段 不燃材料、準不燃材料若しくは難燃材料以外の使用は認められない。

3 (1) ア 「消防法の一部を改正する法律(昭和49年6月1日法律第64号)等に関する質疑応答について」(昭和50年6月16日消防安第65号) 二、問3、1、(4)によらるたい。

イ ウ及びエ いずれも認められない。

(2) ガラスの厚さが6ミリメートル程度までのものは容易に破壊することができるものとして取り扱ってさしつかえない。

● 地下連絡路の定義等について

(昭50.12.6 消防安第187号 消防庁安全救急課長から山形県生活福祉部長あて回答)

問 昭和50年3月5日付消防安第26号通達「消防用設備等の設置単位について」の運用にあたり、下記の疑義が生じたのでご教示願います。

1 地下連絡路とは、建築物と建築物が地下通路により接続されるものに限られると解してよい。

2 別図1、2、3の場合も地下連絡路と判断してよい。

図 1

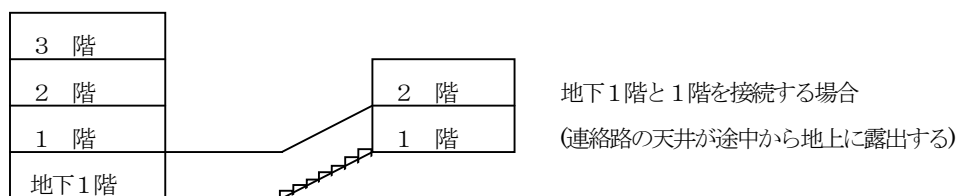


図 2

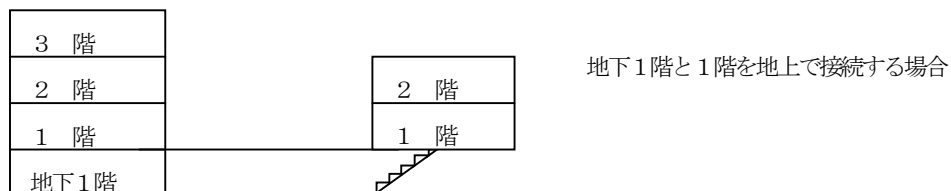
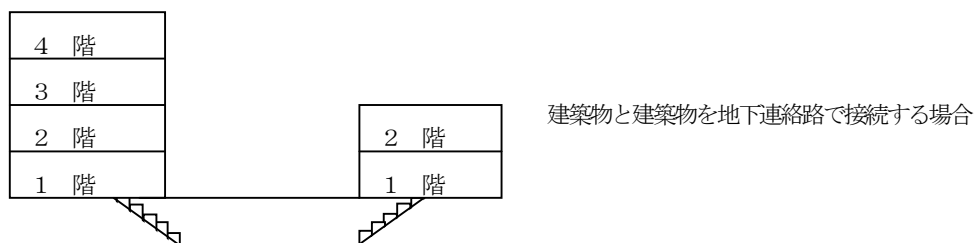


図 3



答 1 お見込みのとおり。

- 2 お見込みのとおり。なお、図 1 の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが 3 m 以内である場合の当該連絡路の排煙設備は、昭和 5 0 年 3 月 5 日付消防安第 2 6 号「消防用設備等の設置単位について」消防庁安全救急課長通達 2、1 (3) ウ C a の自然排煙とすることができる。

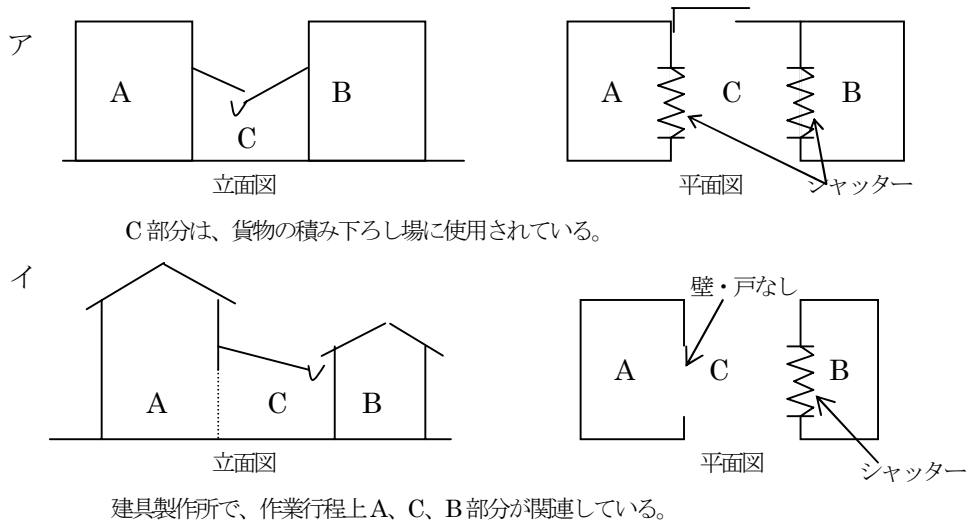
● 消防用設備等の設置単位について

(昭 54.9.11 消防予第 173 号「4」 消防予防救急課長から宮城県総務部長あて回答)

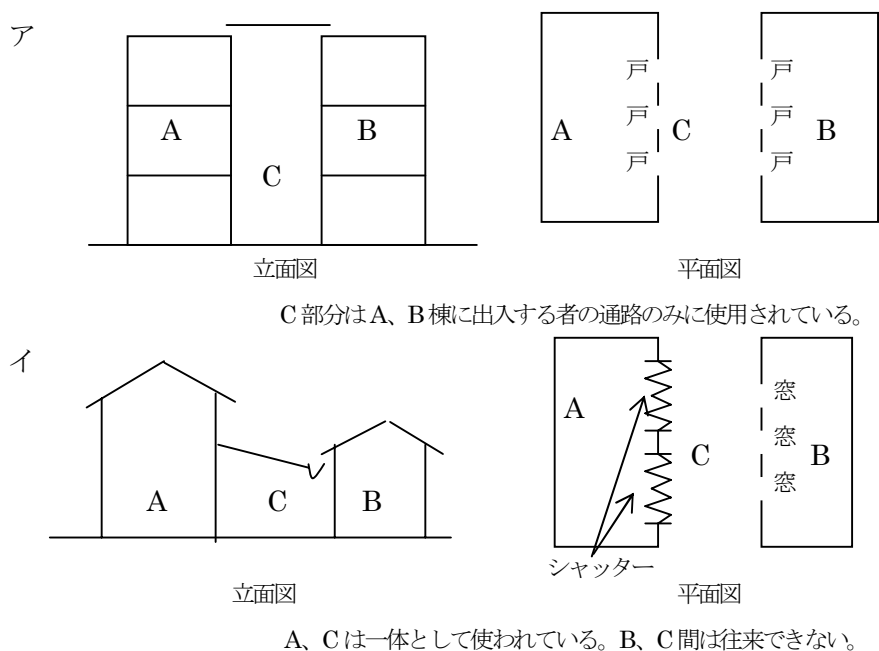
(昭 54.10.23 消防予第 201 号)

問 このことについて、次のとおり取り扱ってさしつかえないか。

(1) 下図の防火対象物は、A、B、Cを合わせて1棟として扱う。



(2) 下図の防火対象物は、それぞれ別棟として扱う。



なお、昭和 53 年 2 月 21 日、消防予第 32 号「消防法、同施行令及び同施行規則に関する執務資料について」(各都道府県消防主管部長あて) の問 2 の回答によりますと、(1) ア、イは、いずれも A 棟、B 棟が別棟になります。しかし、使用実態からして 1 棟として扱うことが合理的だと思います。

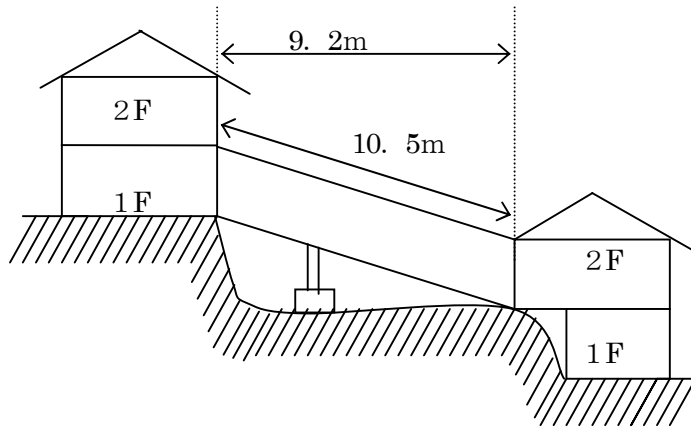
答 (1) 設問の場合 1 棟として取り扱うことはできない。

(2) さしつかえない。

● 別棟扱いの場合の距離の測定

(昭 55.3.12 消防予第 37 号〔14〕 消防庁予防救急課長から各都道府県消防主管部長あて回答)

問 別棟扱い（昭和 50 年 3 月 5 日付消防安第 26 号）では、2 階以上の階にあつては 10 m を超えるものとされているが、下図建築物の相互間の距離は水平距離（9.2 m）なのか、斜距離（10.5 m）なのかご教示ください。



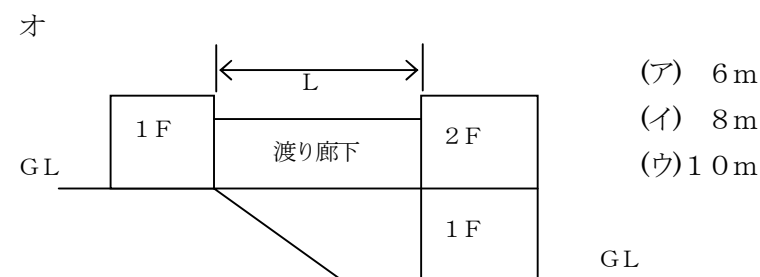
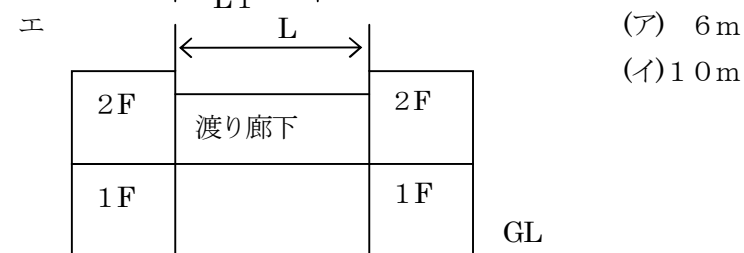
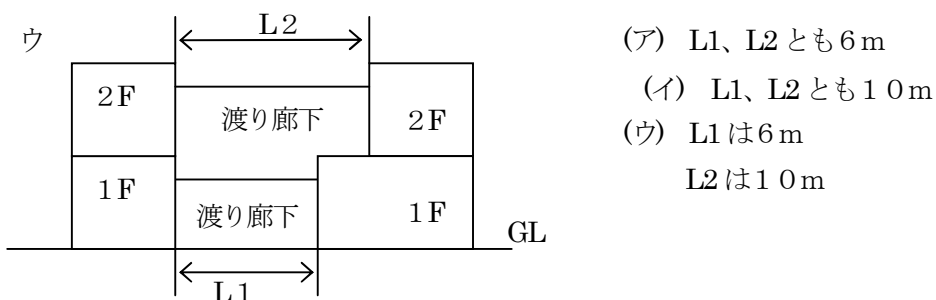
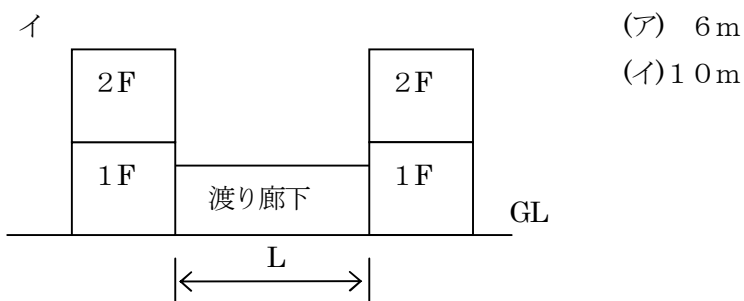
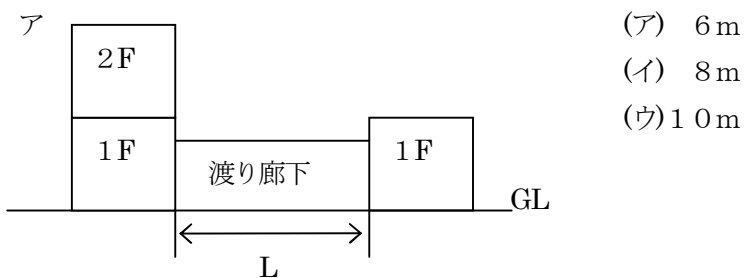
答 建築物相互間の距離は水平距離で測定する。

● 消防用設備等の設置基準及び設置単位に関する疑義について〔抄〕

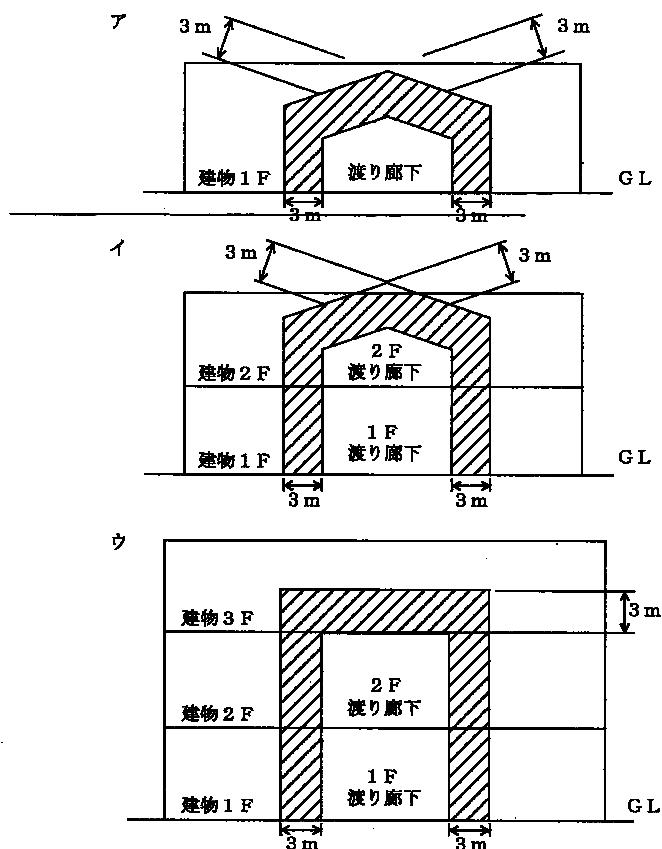
(昭 54.10.31 消防予第 208 号 消防庁予防救急課長から山口県総務部長あて回答)

問3 消防用設備等の設置単位(昭和50年3月5日付消防安第26号、以下「通達」という。)についてご教示願いたい。

(3) 通達中、第2、1、(3) で1階については6m、2階については10m を超えるものであることとされているが、下図のような場合、別棟とみなすには、Lは右側のどの数値を超えることが必要か。



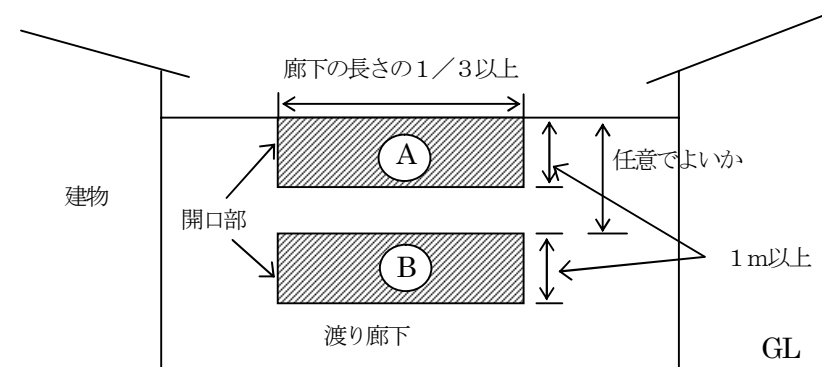
- (2) 通達中、第2、1、(3)、アのそれぞれ3m以内の距離にある部分とは、下図ア、イ、ウの場合の部分と解してよい。



- (3) 通達中、第2、1、(3)、イのただし書きの面積 4 m^2 以内の開口部とは、通達中、第2、1、(3)、アの()書きの部分にある開口部の合計が 4 m^2 以内と解してよい。

例えば、前記問3、(2)、ウの場合であれば、1 F、2 F、3 Fの の部分内の開口部の合計が 4 m^2 以内と解してよい。

- (4) 通達中、第2、1、(3)、ウ、(イ)、C、a 中高さ1m以上のものとは、下図①のように渡り廊下の天井(天井のない場合は屋根)と外壁の接合部分より下方に1m以上と思われるが、あるいは②のように開口部の位置は任意で高さを1m以上、取ればよいのか。

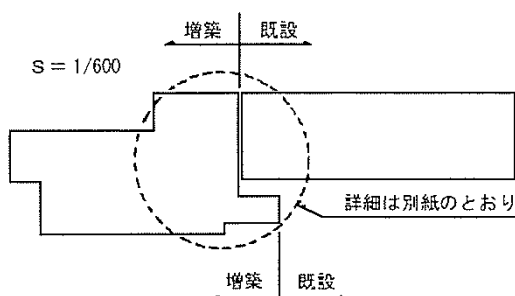


(5) 通達中、第2、1の本文等という渡り廊下とは、本来、建築物と建築物との間に渡り廊下を構築し接続する場合の渡り廊下をさすと思われるが、下図及び別紙のように、片方の建築物（増築側）の一部を耐火構造の壁等で区画し、廊下として使用する場合、この部分を通達中、第2、1という渡り廊下とみなしてよい。

この部分を渡り廊下としてみなしてよいとすれば、通達中第2、1、(3)、アの接続される建築物の外壁及び屋根と渡り廊下の接続部分とは、別紙の(A)(B)(C)(D)(E)のどの部分をいうのか。

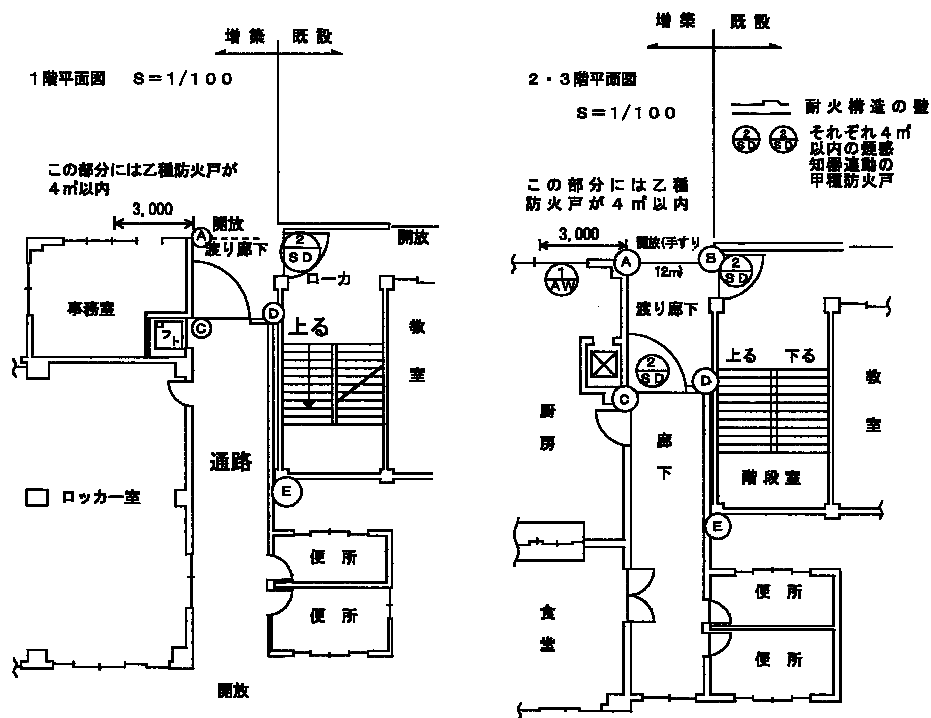
また、設問の渡り廊下の開放部分（スラブ部分まで垂れ壁等はなし）は、通達中、第2、1、(3)、ウ、(イ)、C、a である、その他これらと同等以上の排煙上有効な開口部に該当するか。

配置図



構造等

	増築部分	既設部分
構 造	R・C造 3階建	R・C造 3階建
1階床面積	360.64㎡	423.00㎡
合 計	1,262.88㎡	1,269.00㎡



答3 (1) ア及びイ (ア) お見込みのとおり。

ウ (ウ) お見込みのとおり。

エ (イ) お見込みのとおり。

オ (ウ) お見込みのとおり。

(2) ア お見込みのとおり。

イ及びウ 斜線部分の他、1階にあつては2階の、2階にあつては1階の渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の渡り廊下の接続部分の開口部も含まれる。

(3) 前段お見込みのとおり。

後段各階毎に判定するものと解する。

(4) 必ずしも設問④のように設ける必要はなく、排煙上有効な位置であればよい。

なお、建築物の渡り廊下への出入口上部に排煙たれ壁に相当する部分がない場合は、設問④の部分、当該壁がある場合は、当該壁が排煙上効果的となる位置に排煙口を設けられたい。

(5) 設問の場合、渡り廊下とは認められない。

● 消防用設備等の設置単位について

このことについて、別図のとおりA棟とB棟を幅員7.5m、長さ6.0mの渡り廊下で接続し、渡り廊下は昭和50年3月5日付消防安第26号第2ただし書きに適合させ、消防用設備等の設置についてつぎのとおり疑義が生じたのでご教示願います。

1 別図に示すA棟とB棟は別棟として取り扱うことができるか。

2 別棟として取り扱うことができない場合、別棟となるための渡り廊下の最低の長さはどの程度か。

消防用設備等の設置単位について (回答) 平成2年8月31日2消第689号

平成2年8月11日付消予第159号をもって貴局より照会のあった標記の件について、消防庁より下記のとおり回答がありましたので通知します。

記

質疑1について

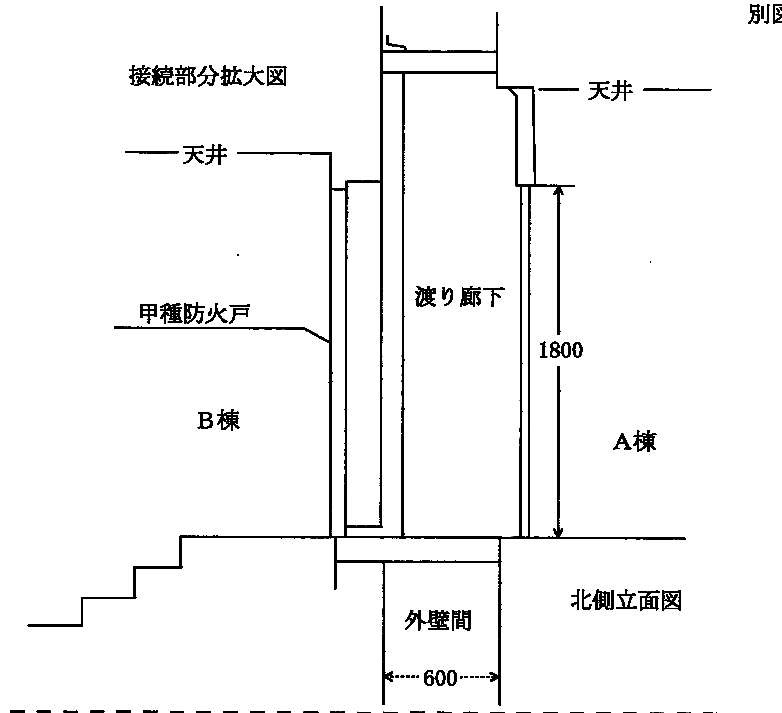
別棟扱いとするのは、好ましくないが、基本的には別棟として取り扱ってよろしい。

質疑2について

1により承知されたい。

なお、災害弱者を収容する施設であるため、設備の充実を図るよう指導されたいとの意向が示されているので、付言しておく。

別図 1



別図 2

